#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める優良基準の適合認定等に係る事務処理要綱

制定 平成 23 年 6 月 6 日 資産第 394 号 改定 令和 6 年 3 月 25 日 資事第 4243 号 (局長決裁)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市長の所管する区域内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請の際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 9条の3、第 10条の4の2、第 10条の12の2、第 10条の16の2で定める優れた能力及び実績を有する者の基準(以下「優良基準」という。)に適合する旨の認定(以下「優良認定」という。)を行う際の手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### (優良認定等の申請)

- 第2条 産業廃棄物処理業(この要綱においては、法に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。)の許可申請に際し 優良認定を受けようとする者は、当該許可申請に要する書類に加えて、次に掲げる書類等を市長に 提出しなければならない。
  - (1) 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 (第1号様式)
  - (2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
  - (3) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
  - (4) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
  - (5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

#### (審査)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、法に定める優良基準及び環境省が作成した「優良産 廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき審査するものとする。

#### (審査結果の通知)

第4条 市長は、第2条の申請内容が優良基準に適合すると認めるときは優良基準適合認定等通知書(第2号様式)により、適合すると認められないときは優良基準不適合認定等通知書(第3号様式)により、その旨を申請者にそれぞれ通知するものとする。

#### (許可申請の添付書類の省略)

- 第5条 市長は、優良認定を受けた者から産業廃棄物処理業の許可申請があったときは、次の書類 の添付を要しないものとすることができる。
  - (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (3) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為
- (4) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物 処分業の許可申請の場合に限る。)

#### (許可証の交付)

第6条 市長は、第2条の申請内容が優良基準に適合すると認めた場合で、当該申請に係る産業廃棄物処理業の許可申請を許可したときは、規則に定める様式(産業廃棄物収集運搬業は第7号の2、産業廃棄物処分業は第9号の2、特別管理産業廃棄物収集運搬業は第13号の2、特別管理産業廃棄物処分業は第15号の2)による許可証を交付するものとする。

#### (優良基準不適合の申出)

第7条 優良認定を受けた者が優良基準に適合しなくなったときは、優良基準不適合申出書(第4 号様式)により市長に申し出なければならない。

#### (公表等)

- 第8条 市長は、第6条の許可証を交付した際は、当該許可を受けた者の名称又は氏名、確認年月日、許可番号、公開情報が閲覧できるホームページアドレス等について、許可の有効期限まで横浜市のホームページで公表するものとする。
- 2 市長は、前条の申出を受けたとき又は優良基準に適合していないことが明らかと認められる場合は、公表していた情報を削除し、必要に応じてその旨を公表できるものとする。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、資源循環局長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

第2条 平成18年2月22日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める評価 基準への適合性確認に係る事務処理要綱」は、廃止する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 誓約書

横浜市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) 第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

#### 【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
- ⑥無害化処理認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
- ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項)

### 優良基準適合認定等通知書

年 月 日

様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日付けで申請のあった優良基準適合認定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に規定する優良基準に適合していることを通知します。

ついては、本件申請の際許可申請を行うとしていた区分の(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に当たって、次の書類の添付を省略することができます。

[添付を要しない書類]

問い合わせ先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課

電話

# 優良基準不適合認定等通知書

年 月 日

様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日付けで申請のあった優良基準適合認定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2、第 10 条の 16 の 2 に規定する優良基準に適合すると認められませんので、通知します。

[優良基準に適合すると認められなかった理由]

問い合わせ先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課

雷話

# 優良基準不適合申出書

年 月 日

横浜市長 様

申出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2に定める優良基準に適合しなくなったので、申し出ます。

許可を受けた産業廃棄物 処理業の区分	<ul><li>・ 産業廃棄物収集運搬業</li><li>・ 産業廃棄物処分業</li><li>・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業</li><li>・ 特別管理産業廃棄物処分業</li></ul>
許可を受けた産業廃棄物 処理業の許可番号	
優良基準に適合しなくな った年月日	年 月 日
優良基準に適合しなくな った理由	

備考1 「許可を受けた産業廃棄物処理業の区分」欄は、該当するものに○印を付けてください。